

## 大学発ベンチャーへの事務室等の貸与について

### 1 概要

学校法人自治医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第9条第1項第1号に定める事務室、研究室の貸与及び第3号に定める研究設備等の利用に関する詳細について次のとおり定めるものとする。

### 2 事務室貸与

#### (1) 貸与場所及び料金

##### ① 貸与場所

合同研究棟 個室事務室 (1室 26.49 m<sup>2</sup>) [別紙1参照]

なお、貸与する事務室に不足が生じた場合は、別途、学内空きスペースの利用を検討する。

##### ② 貸与料金

年間 780,000 円 (30,000 円/m<sup>2</sup>×26 m<sup>2</sup>)

※ 「大学リニューアルに伴う有料スペースの使用料等について (平成22年10月20日、学長決裁) [別紙2参照]」の学外オープンラボの料金を適用する。

##### ③ 貸与期間

3年間とし更新を認めるものとする。

ただし、大学発ベンチャーの認定の解除及び称号の返付の申し出があり、理事長がこれを認めた場合は貸与を中止する。

#### (2) 手続き

① 事務室の貸与を要望する者は、貸与要望書 (様式の定めなし) を作成の上、学校法人自治医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程別記様式第2号の「称号記」 (ただし、称号授与の手続中の場合は、同規程別記様式第1号の「大学発ベンチャー認定申請書」とし、認定された後に「称号記」を提出) を添付の上、研究支援課あて提出する。

② 提出された要望書は、産学連携推進委員会の承認を得た上で、大学管理スペース検討部会長あて提出し、事務室貸与の可否について検討願うものとする。

③ 大学管理スペース検討部会において貸与に関して承認がなされた場合は、その旨を貸与要望者に通知する。

なお、毎年の使用料については、研究支援課において請求書を発行し、原則として使用日までに前納する。

### 3 研究室貸与

#### (1) 貸与

研究室について、原則として新規の貸与は行わない。

#### (2) 使用

本学と大学発ベンチャーとの間において共同研究契約を締結した場合で、研究実施場所として指定された場所に限り使用を認めるものとする。

#### (3) 共同実験施設

共同研究契約に基づき学内の共同利用実験施設を使用する場合、当該施設の利用規定などに従い所定の手続きをとるとともに、利用料金が発生した場合は遅滞なく支払うものとする。

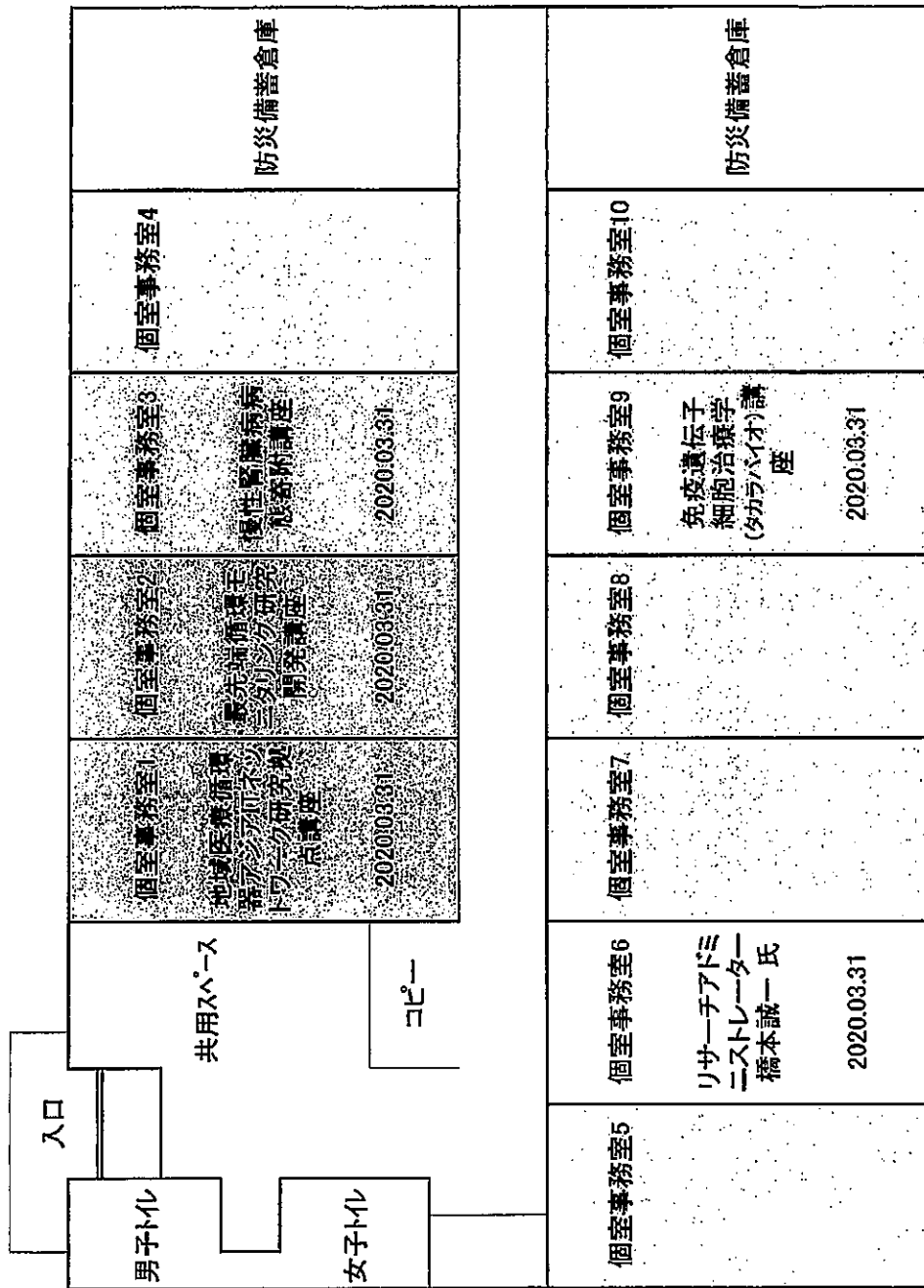
### 4 研究設備等の利用

研究設備の利用については、前記「3 研究室貸与 (2) 及び (3)」と同様とする。

### 5 その他

大学発ベンチャー社員が本学内において研究に従事する場合は、共同研究員等の身分を有した後から研究に参加するものとする。

# 合同研究棟配置図



個室事務室1～10は管理上の呼称

## 大学リニューアルに伴う有料スペースの使用料等について

### 1 講座等面積の標準化の考え方

標準面積	限定補填面積	共有スペース
居室相当スペース 固定共通スペース 実験室スペース	標準面積と現状面積差が 48 m <sup>2</sup> 以上の場合、貸与。 一定期間経過後に返還又は 継続使用の場合は有料使用	アクティビティ等に応じ、 希望する講座に貸与。 一定期間経過後に継続使用 の場合は有料使用

### 2 有料スペースの使用料金等について

全ての大学スペースは公共物であることを全教職員が認識することを前提とした上で有料スペースの使用料等について、以下のとおりとする。

#### (1) 限定補填面積及び共有スペース

##### ① 限定補填面積使用料 1,000 円 (1 m<sup>2</sup>/年間)

現保有面積及びアクティビティ等を考慮し標準面積に溶け込み配分しているが、限定補填が無い講座との均衡上の観点から課金扱いとする。ただし、標準面積決定後、人員やアクティビティ等に増が認められる場合にあっては、課金は「なし」とする。

##### ② 共有スペース使用料 5,000 円 (1 m<sup>2</sup>/年間)

- ア. 教育・研究棟内に配置の基礎系共同機器室、基礎系動物飼育室、分子病態治療研究センター共同機器室については当該使用料を適用することとするが、これらの施設及び設置する機器備品について、共同利用のルールづくりがなされ、かつ、その内容により共同度が極めて高いと判断される場合には課金は「なし」とする。
- イ. 本館内に配置する基礎・臨床連携共用スペースについて、講座からの申請により単独又は複数講座が共同で占有するスペースについては当該使用料を適用する。ただし、将来これらの施設及び設置する機器備品について、共同利用のルールづくりがなされ、かつ、その内容により共同度が極めて高いと判断される場合には課金は「なし」とする。
- ウ. 本館内に配置する臨床系共用スペースについて、単独又は複数講座が共同で占有するスペースについては当該使用料を適用する。なお、スペースの配分は、各講座からの申請について研究管理委員会が教員、病院助教、レジデント等の定数又は現員数並びにアクティビティ等について審査した結果を医学部長に提言し、医学部長又は学長が決定する。また、この配分は3年程度毎に見直すものとする。
- エ. 全共有スペースに係る共通事項として、今後の講座改組や講座新設或いはプロジェクト研究等でスペースが必要となった場合には、医学部長又は学長が明け渡しを命ずることがある。命令を受けた講座にあっては一定の準備期間を経て当該命令に従わなければならない。

③ 使用期間

3年間とし以後使用状況等を勘案し更新することができる。なお、使用開始日から平成 28 年度（大学本館改修工事完了年度）までの間は使用期間に含めない。

④ 使用料金徴収開始時期

平成 29 年度（大学本館改修工事完了年度の翌年度）とする。

⑤ 料金の徴収方法

原則として、毎年配当される講座費から当該使用料を控除する。ただし各講座の他財源からの控除が可能か否かについても検討する。財源から控除した資金は全講座の機能向上及び管理等に必要な経費に充当する。

⑥ その他

各講座の居室相当面積は、病院本務医師の増減に影響されるため、大学リニューアル完了後、大学から病院へ提供する約 4000 m<sup>2</sup>のスペースの中に、病院本務教員の居室は勿論のこと病院助教、レジデントの大部屋居室を配置し、病院本務医師の増減に柔軟に対応できるスペースを確保できるよう要望することとする。

(2) 学外オープンラボ

① 使用料 30,000 円 (1 m<sup>2</sup>/年間)

② 使用期間 原則として 3 年以内とし、最大で 2 年間更新することができる。

③ 使用料金徴収開始時期 使用開始年度からとする。

④ 料金の徴収方法等

大学からの請求書により使用日までに前納するものとし、大学の収入金額に帰属する。

⑤ その他

オープンラボの具体的な管理運用方法等の詳細に関しては、平成 23 年度末までに別途定めることとする。